

「高津川水系流域治水協議会（仮称）」設立趣旨

令和2年7月豪雨をはじめ、令和元年東日本台風や平成30年7月豪雨等、近年激甚な水害が頻発しているところであり、さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されている。

このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域及び氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要である。

こうした背景を踏まえ、国土交通省では、各一級水系において、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置し、流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進することとした。

高津川水系においても、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とした「高津川水系流域治水協議会（仮称）」を設立する。

高津川水系流域治水協議会（仮称） 規約（案）

（設置）

第一条 本会議は、「高津川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第二条 本協議会は、気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、高津川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

（協議会の構成）

第三条 協議会は別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 第１項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第四条 協議会に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 第２項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第五条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 高津川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

四 その他、流域治水に関して必要な事項

（会議の公開）

第六条 協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２ 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第七条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 八 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局浜田河川国道事務所河川管理課で行う。

3 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

(雑 則)

第 九 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第 十 条 本規約は、令和 2 年 8 月 日から施行する。

高津川水系流域治水協議会 委員

(委員)

益田市長

津和野町長

吉賀町長

島根県 土木部長

益田県土整備事務所長

津和野土木事業所長

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長

(事務局)

国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所

高津川水系流域治水協議会 幹事

(幹事) 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所 副所長
島根県 土木部河川課長
島根県 益田県土整備事務所 企画調整スタッフ 総括調整監
津和野土木事業所 調整監
益田市 国県事業推進室長
津和野町 建設課長
吉賀町 建設水道課長

(事務局) 国土交通省中国地方整備局 浜田河川国道事務所